

## 日本学生支援機構 **給付奨学金** 誓約書の提出について

**記入前に「給付奨学生のしおり」を必ず熟読してください。**

### ◎提出期限等

提出期限: 7月1日(水)~7月10日(金) **必着(期間厳守)**  
 郵送先: 〒990-8560 山形市小白川町1-4-12  
 山形大学小白川キャンパス事務部  
 学生センター奨学担当 宛**《必ず郵送で提出してください》**

### ◎提出書類

誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記入・訂正方法は、「給付奨学生のしおり」のP. 9~15を確認してください。</li> <li>・学生本人, 親権者(1及び2)の署名・押印が必要です。</li> <li>・作成した後は、両面のコピーを取り、コピーは控えとして保管してください。</li> <li>・添付する書類はありません。</li> <li>・誓約書は<b>折らないでください。</b></li> </ul>
-----	---

### ◎注意事項

- ①誓約書は必ず提出しなければならない書類です。提出が遅れると、奨学金の振り込みが止まるほか、採用そのものが取消となり、全額一括返還を求められる場合があります。
- ②適格認定(しおりP.30~P.32)において、学業不振や学校処分により、奨学金の支給停止や取消になる場合があります。また生計維持者の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、一年間の支援区分を決定します。
- ③提出された書類は大学から日本学生支援機構に送付します。  
書類に不備があった場合は、受理できない場合があります。  
必ず「給付奨学生のしおり」を熟読の上、書類作成を行ってください。
- ④奨学生証は大切に保管してください。

## ◎今後の必要手続き

- ①在籍報告(7月・10月)・・・インターネット入力 (しおりP.24)
- ②給付奨学金継続願(12月)・・・インターネット入力 (しおりP.28)

手続きの詳細が決まった場合は、大学 HP 等でお知らせします。

手続きには奨学生番号が必要になりますので、奨学生番号は必ず控えておいてください。

## ◎問い合わせ先

＜日本学生支援機構 奨学金相談センター＞

TEL:0570-666-301 (平日 9:00~20:00)